

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	当期末	経過措置による 不算入額	前期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	62,659		61,259	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,607		50,607	
うち、利益剰余金の額	12,560		11,164	
うち、自己株式の額(△)	—		—	
うち、社外流出予定額(△)	507		511	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 732		△ 150	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 732		△ 150	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,440		1,294	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,440		1,294	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		5,490	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,904		2,176	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		263	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	183		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,455		70,333	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	664	996	172	690
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	664	996	172	690
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	342	965	86	612
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	143	573
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,007	—	402	—
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	64,447	—	69,931	—
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	664,469	—	644,078	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 102	—	△ 10,020	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	996	—	690	—
うち、繰延税金資産	514	—	346	—
うち、退職給付に係る資産	—	—	573	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,903	—	△ 17,005	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,290	—	5,374	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	38,806	—	39,670	—
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	703,275	—	683,749	—
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.16	—	10.22	—

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項(連結)」に掲げた計表は、平成27年3月26日公表の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。
 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「平成28年3月末」を「前期末」とあるのは、「平成27年3月末」を指します。
 2. 上記計表の当期末に係る「項目」については、平成27年3月26日公表の「金融庁告示第24号 附則第4条」に基づき、「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」を「コア資本に係る調整後非支配株主持分の額」とし、「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」を「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」としてあります。

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位:百万円、%)

項目	当期末	経過措置による 不算入額	前期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	62,322		61,158	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,799		51,799	
うち、利益剰余金の額	11,031		9,870	
うち、自己株式の額(△)	—		—	
うち、社外流出予定額(△)	507		511	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,422		1,249	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,422		1,249	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		5,490	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,904		2,176	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,649		70,074	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	656	984	167	670
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	656	984	167	670
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	277	883	74	572
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	665	998	285	1,140
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,599	—	527	—
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	64,049	—	69,547	—
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	663,353	—	642,649	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	786	—	△ 9,520	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	984	—	670	—
うち、繰延税金資産	416	—	298	—
うち、前払年金費用	998	—	1,140	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,903	—	△ 17,005	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,290	—	5,374	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	37,713	—	38,357	—
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	701,067	—	681,007	—
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.13	—	10.21	—

(注) 上記「自己資本の構成に関する開示事項(単体)」に掲げた計表は、平成27年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。
 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「平成28年3月末」を「前期末」とあるのは、「平成27年3月末」を指します。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定性的な開示事項

※以下の連結の範囲に関する事項について
平成27年3月期、平成28年3月期とも相違はございません。

連結の範囲に関する事項

●自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

●連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

平成28年3月末の連結グループに属する連結子会社は3社であります。

会社の名称	主要な業務の内容
きらやかカード株式会社	クレジットカード・信用保証業務
きらやかキャピタル株式会社	ベンチャーキャピタル業務
山形ビジネスサービス株式会社	事務受託業務

●自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ございません。

●連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当事項はございません。

●連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当事項はございません。

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

【普通株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	平成27年3月末 20,607百万円 平成28年3月末 20,607百万円
単体自己資本比率	平成27年3月末 21,799百万円 平成28年3月末 21,799百万円
配当率又は利率	—
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	—
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第IV種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	平成27年3月末 20,000百万円 平成28年3月末 20,000百万円
単体自己資本比率	平成27年3月末 20,000百万円 平成28年3月末 20,000百万円
配当率又は利率	日本円TIBOR(12ヶ月物)+1.15%
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第IV種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 1. 第IV種優先株主は、第IV種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第IV種取得請求期間」という。）（平成24年12月29日～平成36年9月30日）中、当行が第IV種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 当行は、第IV種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第IV種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第IV種優先株主に交付する。

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第V種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	平成27年3月末 10,000百万円 平成28年3月末 10,000百万円
単体自己資本比率	平成27年3月末 10,000百万円 平成28年3月末 10,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	平成34年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第V種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 1. 第V種優先株主は、第V種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第V種取得請求期間」という。）（平成25年6月29日～平成49年12月28日）中、当行が第V種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 当行は、第V種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第V種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第V種優先株主に交付する。

【劣後特約付社債】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付及び適格機関投資家限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	平成27年3月末 1,700百万円 平成28年3月末 —
単体自己資本比率	平成27年3月末 1,700百万円 平成28年3月末 —
配当率又は利率	・平成23年1月26日の翌日から平成28年1月26日まで4.23% ・平成28年1月26日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロプライブに5.00%を加算したもの
償還期限の有無	有
その日付	平成33年1月26日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年1月26日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第2回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付及び適格機関投資家限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	平成27年3月末 3,000百万円 平成28年3月末 —
単体自己資本比率	平成27年3月末 3,000百万円 平成28年3月末 —

配当率又は利率	・平成23年2月25日の翌日から平成28年2月25日まで4.31% ・平成28年2月25日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヵ月ユーロ円ライプーに5.00%を加算したもの
償還期限の有無	有
その日付	平成33年2月25日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年2月25日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
初回償還可能日及びその償還金額	
償還特約の対象となる事由	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

発行主体	当行	
資本調達手段の種類	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・少数限定)	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	平成27年3月末 1,100百万円	平成28年3月末 —
単体自己資本比率	平成27年3月末 1,100百万円	平成28年3月末 —
配当率又は利率	・平成23年3月15日の翌日から平成28年3月15日まで4.25% ・平成28年3月15日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヵ月ユーロ円ライプーに5.00%を加算したもの	
償還期限の有無	有	
その日付	平成33年3月15日	
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年3月15日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能	
初回償還可能日及びその償還金額		
償還特約の対象となる事由		
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) [第1回及び第2回並びに第3回期限前償還条項付無担保社債]は、当連結会計年度中に全額が償還されたため、平成28年3月末において「コア資本に係る基礎項目の額に算入された額」に該当しません。

【劣後特約付借入金】

発行主体	当行	
資本調達手段の種類	劣後特約付借入金	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	平成27年3月末 300百万円	平成28年3月末 —
単体自己資本比率	平成27年3月末 300百万円	平成28年3月末 —
配当率又は利率	・借入日から平成28年2月10日の利払日まで4.27% ・平成28年2月の利払日の翌日から最終弁済期限までロンドン銀行間市場における6ヵ月ユーロ円ライプーに5.00%を加算したもの	
償還期限の有無	有	
その日付	平成33年2月10日	
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年2月10日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能	
初回償還可能日及びその償還金額		
償還特約の対象となる事由		
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) [劣後特約付借入金]は、当連結会計年度中に全額を弁済したため、平成28年3月末において「コア資本に係る基礎項目の額に算入された額」に該当しません。

【非支配株主持分】

発行主体	きらやかキャピタル株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
連結自己資本比率	平成27年3月末 263百万円	平成28年3月末 183百万円
単体自己資本比率	—	
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	

その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	—
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 平成27年3月26日公布の「金融庁告示第24号」を適用したことに伴い、当期より、「少数株主持分の額」を「非支配株主持分の額」としております。

※以下の「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」から「銀行勘定における金利リスクに関する事項」までの開示内容については、平成27年3月期、平成28年3月期とも相違はございません。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適用したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価する体制としております。また、計量化されたリスク量が各リスクカテゴリーに配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としております。

各リスクカテゴリーに配賦する資本への原資は、コア資本(経過措置終了後)からバーゼルⅡ国内基準における補完的項目のうちコア資本算入分を控除した額としております。

また、早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量を計測している他、信用リスク、市場リスクの統合的なストレステストを実施し、資本の充実度を評価しております。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスク分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者ごとに財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

(自己査定と償却・引当)

当行では、金融検査マニュアル等に則した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、

適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

**●標準的手法が適用されるポートフォリオについて
(リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称)**

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター (R & I)、株式会社日本格付研究所 (J C R)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P) 及びフィッチレーティングスリミテッド (F i t c h) の格付を使用しております。なお、エクスポートごとの格付機関の使い分けは行っておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行が、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体等が主なものとなっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保規程」「担保取扱基準」等の行内規程に基づいて、適切な取扱を行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、並びに貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用しリスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自己預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものとなっております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、通貨関連取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、カレント・エクスポート方式により信用リスク量を算出しております。

なお、派生商品取引に係る保全や引当の算出は行っておりません。

証券化エクスポートに関する事項

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化及び再証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はございません。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しており、その証券化エクスポートに

関しましては、金利動向、適格格付機関による格付情報等についてモニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる再証券化商品については購入しておりません。

**●自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで
(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要**

当行は、保有する証券化商品に関するモニタリング・報告を、所管部署において内部規定により継続的に実施しております。

証券化商品の包括的なリスク特性や構造上の特性、裏付資産の状況に係る情報等について、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会等へ報告しております。

●証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポートの信用リスク・アセット額の算出にあたっては、「標準的手法」を採用しております。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、該当事項はございません。

●証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関であるR & I、J C R、M o o d y ' s、S & P、F i t c hの格付を使用しております。なお、証券化及び再証券化エクスポートの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客様の利益を保護するとともにお客様の信頼を損なうことのないよう、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の構築に努めております。

具体的には、オペレーショナル・リスクでは事務リスク、システムリスク、レピュテーション・リスク、イベント・リスク等を管理しております。

また、個別規程として、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、レピュテーション・リスク管理規程等の行内規程を定め、各リスクについては、それぞれ事務部、経営企画部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク統括部に定期的に状況を報告する態勢としております。

リスク統括部は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的に経営に報告しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における出資等のリスクの管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、リスク管理担当役員等、経営への報告を行っております。

リスクの評価方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク (VaR) によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度額の遵守状況をモニタリングしております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク統括部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

●銀行（連結グループ）が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では銀行勘定の金利リスク量を、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

平成22年12月より、流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	平成27年3月期		平成28年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	1	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	112	4	35	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	22	0	35	1
我が国の政府関係機関向け	3,925	157	3,554	142
地方三公社向け	45	1	35	1
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	24,931	997	29,378	1,175
法人等向け	265,905	10,636	270,049	10,801
中小企業等向け及び個人向け	137,755	5,510	145,581	5,823
抵当権付住宅ローン	35,715	1,428	32,265	1,290
不動産取得等事業向け	84,278	3,371	90,926	3,637
三月以上延滞等	2,068	82	3,573	142
取立未済手形	25	1	22	0
信用保証協会等による保証付	5,771	230	5,386	215
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	62	2	39	1
出資等	27,010	1,080	36,181	1,447
（うち出資等のエクスポージャー）	27,010	1,080	36,181	1,447
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	58,295	2,331	39,994	1,599
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	28,341	1,133	11,506	460
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	6,551	262	6,236	249
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,403	936	22,251	890
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	13	0	5	0
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	7,484	299	7,689	307
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△17,005	△680	△6,903	△276
資産(オン・バランス)計	636,418	25,456	657,902	26,316
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	78	3	66	2
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F 又は R U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	218	8	177	7
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,376	215	4,434	177
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	411	16	411	16
派生商品取引	55	2	140	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	6,139	245	5,229	209
[CVAリスク相当額](簡便的リスク測定方式)	82	3	210	8
[中央清算機関関連エクスポージャー]	8	0	11	0
合計	642,649	25,705	663,353	26,534

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成27年3月期	平成28年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク(標準的手法)	25,705	26,534
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,534	1,508
合計	27,240	28,042

信用リスクに対する所要自己資本の額 (連結)

(単位: 百万円)

項目	平成27年3月期		平成28年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	1	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	112	4	35	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	22	0	35	1
我が国の政府関係機関向け	3,925	157	3,554	142
地方三公社向け	45	1	35	1
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	24,931	997	29,378	1,175
法人等向け	265,660	10,626	270,011	10,800
中小企業等向け及び個人向け	139,219	5,568	147,006	5,880
抵当権付住宅ローン	35,715	1,428	32,265	1,290
不動産取得等事業向け	84,278	3,371	90,926	3,637
三月以上延滞等	2,107	84	3,626	145
取立未済手形	25	1	22	0
信用保証協会等による保証付	5,771	230	5,386	215
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	62	2	39	1
出資等	26,144	1,045	35,335	1,413
(うち出資等のエクスポージャー)	26,144	1,045	35,335	1,413
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	59,831	2,393	41,402	1,656
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	28,341	1,133	11,506	460
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	7,104	284	6,574	262
(うち上記以外のエクスポージャー)	24,385	975	23,321	932
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	13	0	5	0
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,984	279	6,801	272
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△17,005	△680	△6,903	△276
資産(オン・バランス)計	637,847	25,513	659,017	26,360
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	78	3	66	2
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	218	8	177	7
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,376	215	4,434	177
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	411	16	411	16
派生商品取引	55	2	140	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	6,139	245	5,229	209
[CVAリスク相当額](簡便的リスク測定方式)	82	3	210	8
[中央清算機関関連エクスポージャー]	8	0	11	0
合計	644,078	25,763	664,469	26,578

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位: 百万円)

項目	平成27年3月期	平成28年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク(標準的手法)	25,763	26,578
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,586	1,552
合計	27,349	28,131

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）
 〈単位〉 (百万円)

	平成27年3月期					平成28年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,401,685	984,918	324,707	275	2,296	1,433,317	1,026,051	304,046	700	4,304
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,401,685	984,918	324,707	275	2,296	1,433,317	1,026,051	304,046	700	4,304
製造業	102,282	97,784	4,077	—	420	104,623	98,880	4,186	—	1,557
農業、林業	3,358	3,154	200	—	4	3,412	3,132	200	—	79
漁業	38	38	—	—	—	384	384	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	542	542	—	—	—	590	590	—	—	—
建設業	73,617	70,965	2,513	—	138	74,392	71,802	2,446	—	143
電気・ガス・熱供給・水道業	6,629	2,615	4,014	—	—	6,403	2,991	3,411	—	—
情報通信業	6,770	5,047	1,722	—	—	6,284	4,514	1,763	—	7
運輸業、郵便業	21,823	21,328	489	—	5	24,693	23,733	740	—	219
卸売業、小売業	90,357	87,307	2,828	—	221	87,482	83,213	2,882	—	1,386
金融業、保険業	137,401	68,706	68,420	275	—	143,680	95,514	47,466	700	—
不動産業、物品賃貸業	169,058	166,328	2,176	—	553	175,535	173,115	2,066	—	353
各種サービス業	111,271	109,326	1,396	—	547	109,666	107,691	1,755	—	219
国・地方公共団体	292,160	116,522	175,638	—	—	295,757	129,211	166,545	—	—
その他	386,372	235,252	61,228	—	404	400,410	231,275	70,583	—	336
業種別合計	1,401,685	984,918	324,707	275	2,296	1,433,317	1,026,051	304,046	700	4,304
1年以下	155,215	134,702	19,908	—	604	182,939	150,219	30,225	0	2,493
1年超3年以下	149,282	81,249	67,920	9	103	152,040	84,677	66,610	—	752
3年超5年以下	189,879	110,925	78,715	—	238	205,015	118,512	86,324	51	128
5年超7年以下	166,629	113,906	52,578	84	59	133,319	92,266	40,919	—	132
7年超10年以下	131,464	103,862	27,096	—	506	127,222	99,220	27,864	—	138
10年超	487,829	435,041	51,889	181	716	528,371	476,404	50,715	648	603
期間の定めのないもの	121,383	5,231	26,598	—	66	104,407	4,751	1,387	—	54
残存期間別合計	1,401,685	984,918	324,707	275	2,296	1,433,317	1,026,051	304,046	700	4,304

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成27年3月期					平成28年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,403,787	986,624	324,596	275	2,802	1,435,361	1,027,903	303,719	700	4,824
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,403,787	986,624	324,596	275	2,802	1,435,361	1,027,903	303,719	700	4,824
製造業	102,336	97,784	4,132	—	420	104,678	98,880	4,240	—	1,557
農業、林業	3,358	3,154	200	—	4	3,412	3,132	200	—	79
漁業	38	38	—	—	—	384	384	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	542	542	—	—	—	590	590	—	—	—
建設業	73,617	70,965	2,513	—	138	74,392	71,802	2,446	—	143
電気・ガス・熱供給・水道業	6,629	2,615	4,014	—	—	6,403	2,991	3,411	—	—
情報通信業	7,109	4,851	2,258	—	—	6,651	4,514	2,129	—	7
運輸業、郵便業	21,803	21,328	469	—	5	24,673	23,733	720	—	219
卸売業、小売業	90,357	87,307	2,828	—	221	87,482	83,213	2,882	—	1,386
金融業、保険業	136,584	68,706	67,602	275	—	142,836	95,514	46,621	700	—
不動産業、物品賃貸業	169,060	166,328	2,178	—	553	175,537	173,115	2,068	—	353
各種サービス業	111,405	109,326	1,531	—	547	109,779	107,691	1,868	—	219
国・地方公共団体	292,160	116,522	175,638	—	—	295,757	129,211	166,545	—	—
その他	388,782	237,154	61,228	—	911	402,782	233,126	70,583	—	856
業種別合計	1,403,787	986,624	324,596	275	2,802	1,435,361	1,027,903	303,719	700	4,824
1年以下	155,215	134,702	19,908	—	604	182,940	150,219	30,225	0	2,493
1年超3年以下	149,282	81,249	67,920	9	103	152,040	84,677	66,610	—	752
3年超5年以下	189,879	110,925	78,715	—	238	205,015	118,512	86,324	51	128
5年超7年以下	166,629	113,906	52,578	84	59	133,319	92,266	40,919	—	132
7年超10年以下	131,464	103,862	27,096	—	506	127,222	99,220	27,864	—	138
10年超	487,829	435,041	51,889	181	716	528,371	476,404	50,715	648	603
期間の定めのないもの	123,485	6,937	26,487	—	572	106,451	6,603	1,059	—	574
残存期間別合計	1,403,787	986,624	324,596	275	2,802	1,435,361	1,027,903	303,719	700	4,824

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位)

(単位：百万円)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,336	△87	1,249	1,249	172	1,422
個別貸倒引当金	5,334	△386	4,948	4,948	507	5,456
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	6,671	△473	6,198	6,198	680	6,878

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,415	△120	1,294	1,294	145	1,440
個別貸倒引当金	7,782	△1,834	5,947	5,947	430	6,378
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	9,197	△1,955	7,242	7,242	576	7,819

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位)

(単位：百万円)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	5,334	△386	4,948	4,948	507	5,456
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,334	△386	4,948	4,948	507	5,456
製造業	852	312	1,164	1,164	△482	682
農業、林業	37	13	51	51	△2	49
漁業	12	△12	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	11	11
建設業	623	△45	577	577	△119	458
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	20	21	21	△17	3
運輸業、郵便業	89	△79	10	10	△1	8
卸売業、小売業	500	67	568	568	699	1,267
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,748	△1,329	419	419	△103	315
各種サービス業	1,279	716	1,996	1,996	496	2,492
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	190	△50	139	139	26	166
業種別合計	5,334	△386	4,948	4,948	507	5,456

(連結)

(単位：百万円)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	7,782	△1,834	5,947	5,947	430	6,378
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,782	△1,834	5,947	5,947	430	6,378
製造業	999	165	1,164	1,164	△482	682
農業、林業	37	13	51	51	△2	49
漁業	12	△12	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	11	11
建設業	623	△45	577	577	△119	458
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	20	21	21	△17	3
運輸業、郵便業	89	△79	10	10	△1	8
卸売業、小売業	1,754	△1,186	568	568	699	1,267
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,748	△1,329	419	419	△103	315
各種サービス業	1,279	716	1,996	1,996	496	2,492
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,235	△96	1,138	1,138	△49	1,088
業種別合計	7,782	△1,834	5,947	5,947	430	6,378

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	単体		連結	
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
製 造 業	5	93	5	93
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	56	—	56
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	1	—	1
卸 売 業、小 売 業	57	28	169	28
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	134	28	134	28
各 種 サ ー ビ ス 業	43	36	43	36
国・地方公共団体	—	—	—	—
そ の 他	43	0	76	30
業 種 別 合 計	284	244	429	275

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	396,835	—	400,458
10%	1,250	99,261	1,910	93,114
20%	91,532	10,579	110,073	15,368
35%	—	103,929	—	93,668
50%	54,337	538	58,548	826
75%	—	186,232	—	196,205
100%	14,579	436,551	14,076	441,381
150%	—	998	—	2,058
250%	—	176	—	198
1250%	—	—	—	—
合 計	161,699	1,235,103	184,608	1,243,281

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	396,835	—	400,458
10%	1,250	99,261	1,910	93,114
20%	91,532	10,579	110,073	15,368
35%	—	103,929	—	93,668
50%	54,337	538	58,548	826
75%	—	188,641	—	198,577
100%	14,579	436,272	14,076	441,340
150%	—	998	—	2,058
250%	—	176	—	198
1250%	—	—	—	—
合 計	161,699	1,237,233	184,608	1,245,612

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	30,744	31,754
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	38,834	34,098

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（平成27年3月期：16,642百万円、平成28年3月期：17,982百万円）を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

該当ございません。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	275	275	700	700
派生商品取引	275	275	700	700
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	275	275	700	700
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	275	275	700	700
派生商品取引	275	275	700	700
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	275	275	700	700
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	66	66	28	28
合計	66	66	28	28

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成27年3月期				平成28年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%	66	0	66	0	28	0	28	0
合計	66	0	66	0	28	0	28	0

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成27年3月期				平成28年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	4,394		4,869		3,634		3,898	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,003		1,289		1,987		1,293	
合 計	6,398		6,158		5,621		5,191	

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
子会社・子法人等	963	963
関連法人等	17	0
合 計	980	963

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	165	174	139	145
償却額	0	0	1	1

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,487	1,934	891	1,137

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成27年3月期	平成28年3月期
△3,041	△2,773

(注) 計算方法及び前提条件

- 銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済的価値の低下額としております。
- 流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。